

第1章 ガイドラインの目的等

都市の復興とは、大規模な被害を受けた地域等において、単に原状回復すること（復旧）ではなく、これまで不十分であった防災性能の向上や都市基盤の整備を図りながら生活再建を行うものであり、応急・復旧活動と並行して、被災直後から取り組む必要がある。

1. ガイドラインの目的

災害に強く安心して暮らせる都市の実現と被災者の速やかな生活再建を図るためには、できるだけ早期に都市の復興計画を定め、迅速かつ円滑に復興事業を進めていかなければならない。

また、いつ起こるかわからない地震災害に対しては、防災対策と同様、被災後の復興対策についても、日頃から考え、準備しておく事前復興の取り組みが重要である。

本ガイドラインは、こうした復興都市づくりに携わる実務担当者の手引きとして、被災状況の把握・分析から、復興計画の策定、復興事業の実施に至るまでの行動手順や留意点等を取りまとめたものである。

2. ガイドラインの性格

（1）ガイドラインの位置付け

被災後の対応としては、応急・復旧・復興の3段階があり、また、復興に関しては、生活の復興、住宅の復興、都市の復興、経済の復興などの各分野に分類される。

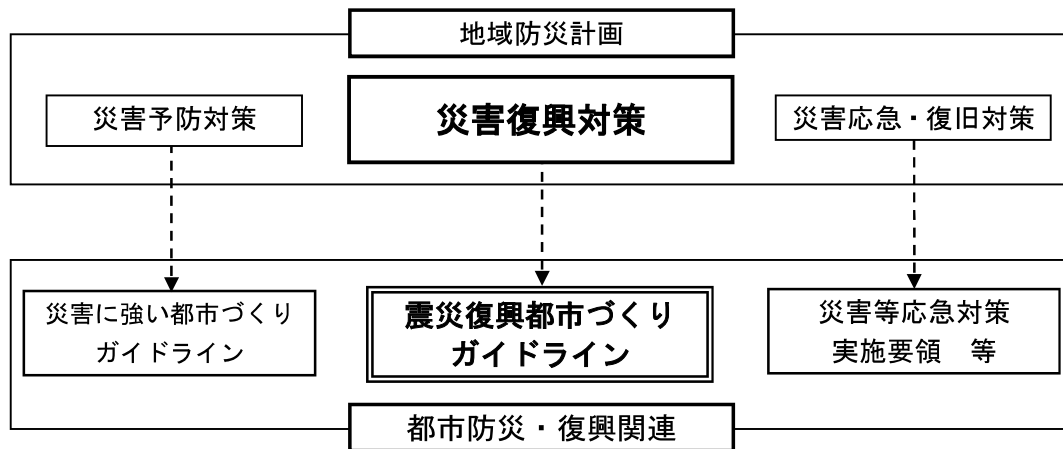
これら、各分野の復興は必ずしも同義では無く、例えば、生活の面から復興を考えると、1日も早い被災者の暮らしの再建が求められるため、従前の水準を超えた整備を図る都市の復興とは同義ではない。

本ガイドラインは、復興分野の中でも、特に被災住民との連携・調整が求められる「都市の復興」に内容を限定するものであり、**都市計画担当部局が中心となって活用する復興実務の手引き**とするものである。

本ガイドラインにおいて、復興後の土地利用のあり方に関する検討は都市全体で行う必要があるが、石油コンビナート等特別防災区域については、原則、建築制限区域等の検討対象としない。

本ガイドラインは復興都市づくりの各プロセス（被災状況の把握、建築制限の実施、都市復興計画の策定等）における基本的事項を示したものであり、**府・市町村独自の取り組み方針等については、別途行動マニュアル等を作成することが望ましい**。例えば、本ガイドラインでは自治体間の協議調整について記載しているが、自治体内における連絡先や調整方法等の詳細については、別途マニュアル等での記載を想定している。

【本ガイドラインの位置付け】



(2) ガイドラインの特徴

本ガイドラインでは、震災後の混乱が予想される、災害発生日から概ね6か月以内を中心に、復興都市づくりの進め方や考え方を示している。

なお、実際の運用に当たっては、個々の状況を正確に把握し、本ガイドラインの趣旨を踏まえた危機管理の視点で、迅速・的確に判断し、柔軟に行動することが必要である。

いつ起こるかわからない地震災害に対しては、被害の度合いが必ずしも想定の範囲内とは限らないことから、本ガイドラインでは、**被災時における行政・住民のまちづくり体制は必ずしも十分でない状況を想定**している。

また、より迅速で円滑な復興のためには、平時における事前対策が重要であり、第5章では、行政、住民、公民協働の各視点から、より望ましい復興のための、平時における取組のあり方について整理している。

(3) ガイドラインの改訂

本ガイドラインは、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を教訓として平成18年1月に策定したものであるが、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、津波災害にも対応したガイドラインへと改訂を実施したものである。(平成27年3月改訂)

今後、南海トラフ巨大地震等の被害想定の見直しや地域防災計画の改訂、新たな知見等が関係機関から通知された場合等は必要に応じて適宜、本ガイドラインの見直しを行う。

3. 復興都市づくりの目標

復興都市づくりとは、大規模な災害が発生した市街地の復興を図るために、都市のあるべき姿を検討し、それを実現するために、建築制限手続きや復興都市計画事業等の都市計画決定・事業推進等に取り組むことである。

復興都市づくりに求められることは、被災者の一日も早い生活再建と、安全で暮らしやすい都市環境の整備である。

本ガイドラインでは、「**迅速で円滑な都市の復興**」と「**安全で快適な都市づくり**」の**両立を図る**ことを基本目標に、復興都市づくりの考え方や進め方を示している。

